

令和 6 年度 恵那市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条及び恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 89 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により、令和 6 年度の一般廃棄物処理実施計画を次の通り定め告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

恵那市長 小坂 喬 峰

計画区域 恵那市全域
計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

I. ごみ処理計画

（１）一般廃棄物（ごみ）年間発生量及び処理量の見込み

	令和 6 年度見込み量 (目標値)	令和 4 年度実績
生活系	8,805 トン	9,557 トン
可燃ごみ	7,191 トン	7,430 トン
不燃ごみ	646 トン	1,035 トン
資源ごみ	520 トン	443 トン
電池、蛍光管	17 トン	20 トン
粗大ごみ	431 トン	629 トン
事業系	4,268 トン	3,842 トン
可燃ごみ	4,184 トン	3,756 トン
不燃ごみ	38 トン	60 トン
資源ごみ	46 トン	26 トン
集団回収および拠点回収	1,305 トン	842 トン
可燃系（紙類、布類）	1,294 トン	826 トン
不燃系（缶、びん等）	11 トン	16 トン
合計	14,378 トン	14,141 トン

※見込み量は、「一般廃棄物処理基本計画」表 4 から記入。

但し、事業系可燃ごみの見込み量は、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 4 条に基づき一般廃棄物減量計画書の提出があった事業所の削減率から算出。

(2)一般廃棄物(ごみ)の排出の抑制のための方策に関する事項

方針	
市	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的推進方策を明らかにして、関係者が一体となって循環型社会の形成を目指すものとする。
市民	市民は、ごみの資源化・有効活用、その他適正処理に関する国及び地方公共団体の施策について協力する責務を負っており、次の事項を積極的に実施するものとする。 ・ごみの減量への取り組み ・地域資源拠点回収所の利用促進及び資源集団回収の促進 ・過剰包装の自粛 ・再生品の利用促進、使い捨て品の使用抑制等
事業者	事業者は、その事業によって生じるごみの排出抑制・再生利用等に努めるとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」等のごみ適正処理に関する国及び地方公共団体の施策を遵守する責務を負っており、次の事項を積極的に実施するものとする。 ・発生源における排出抑制、食品リサイクルの推進 ・過剰包装の抑制 ・流通包装等廃棄物の資源ごみ分別収集への協力 ・使い捨て容器の使用抑制と製造流通事業者による自主回収、資源化の推進 ・再生品の利用促進
本市で実施していく排出抑制・再資源化方法	
排出前段階	環境学習 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の意識啓発を図るため、ふれあいエコプラザを拠点に環境学習を推進する。 資源集団回収 P T Aや子ども会などが計画的に紙類、飲料用紙パック、布類及びアルミ缶を回収する場合に奨励金を交付する。 地域資源回収拠点 地域資源回収拠点で回収された資源量（新聞紙・雑がみ・雑誌・段ボール・アルミ缶）に応じて、施設管理者（自治連合会・N P O法人等）に奨励金を交付する。また、回収品目の追加としてペットボトルの回収実施に向け関係団体と調整を行う。 生ごみの減量化 生ごみ3きり（水切り、食べきり、使い切り）運動普及啓発を行うとともに、家庭内処理を普及推進するため生ごみ処理機等の購入補助を行う。 県による「ぎふ食べきり運動」の取り組みである、宴会時の「30・10 運動」を推進し食べ残しの減量を啓発する。 可燃ごみの減量化 可燃ごみとして排出されている雑がみを資源化するため、自治会・小中学校等で出前講座を実施する。 大口排出事業者の協力義務

	大量に一般廃棄物を排出し、市の処理施設を使用する事業者には処理承認申請や減量計画の提出を義務付け、事業者の自覚と意識付けを促す。
排出段階	ふれあいエコプラザによる回収 排出機会の増加や回収品目の多様化などに対応するため、ふれあいエコプラザによる資源ごみ回収を行う。 地域資源回収拠点 資源ごみの排出機会の増加に伴い、地域が管理する常設型資源回収施設を設置し資源回収を行う。
中間処理段階	・不燃、粗大ごみの中から有価物を回収し、資源化率の向上を目指す。 ・処理施設において、廃棄物の中の有価物（鉄・アルミ類）を回収する。

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物(ごみ)の種類および分別の区分

1. ステーションにより収集する物およびその区分

区分		内容
可燃ごみ		台所ごみ、リサイクルできない紙くず、木くず、紙おむつ、布団、皮革類、プラスチック類（ポリ塩化ビニル製品を除く）など
不燃ごみ		金属類、ガラス類、陶磁器類、小型家庭電器製品、自転車、ポリ塩化ビニル製品など
資源ごみ	生びん	一升びん、ビールびん（大）のリターナブルびん
	茶びん	茶色ガラス製びん
	白びん	無色透明のガラス製びん（すりガラス加工含む）
	その他びん	上記以外のガラス製びん
	アルミ缶	アルミニウム製飲料容器
	ペットボトル	ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器（飲料、醤油ほか）
処理困難ごみ	乾電池等	乾電池、ボタン電池、体温計、温度計、モバイルバッテリー
	蛍光管	蛍光管

2. 拠点回収する物およびその区分、拠点回収をする場所

ア. 資源ごみ（ふれあいエコプラザ関係分以外）

種 類	拠 点 回 収 す る 場 所
紙 類 及び アルミ缶	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら・山岡地域資源回収拠点・上矢作地域資源回収拠点・岩村地域資源回収拠点・串原資源回収拠点・飯地地域資源回収拠点・東野地域資源回収拠点・中野方地域資源回収拠点・武並地域資源回収拠点・大井第二小学校地域資源回収拠点・恵那東中地域資源回収拠点・恵那北小学校地域資源回収拠点・長島地域資源回収拠点
古 着	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら

廃食用油	岡瀬沢西集会所、丸池一組集会所、恵那市福祉センター、市役所、正家公民館、中野会館、アグリパーク総合管理センター、千田公民館、上組公会堂、東野コミュニティセンター、三郷コミュニティセンター、野井公民館、武並コミュニティセンター、旧武並公民館、毛呂窪公民館、旧笠置振興事務所、河合公民館、中野方２区公民館、同９区公民館、中野方コミュニティセンター、飯地コミュニティセンター、旧岩村振興事務所、山岡振興事務所、明智振興事務所、串原振興事務所、上矢作振興事務所 上記の拠点回収所の精査を行い、常設拠点の回収を検討する。 その他指定した常設拠点場所。
------	--

イ．粗大ごみ

種 類	拠 点 回 収 す る 場 所
粗大ごみ	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら

ウ．特定家庭用機器廃棄物

種 類	拠 点 回 収 す る 場 所
特定家庭用機器廃棄物	エコセンター恵那、恵南クリーンセンターあおぞら

エ．ふれあいエコプラザでの回収品目

区分		内容
資源ごみ	古紙・紙類	新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、飲料紙パック
	布類	古着、タオル、毛布など
	金属類	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶、小型金物、小型家電
	びん類	生きびん、白びん、茶びん、その他のびん
	プラスチック類	ペットボトル、ペットボトルのキャップ、発泡トレイ、発泡スチロール、CD・DVD・コンタクトレンズケース・歯ブラシ・キッチンスポンジ
	その他	自動車用バッテリー、インクカートリッジ、食用廃油、道具類、陶磁器
処理困難ごみ	乾電池等	乾電池、ボタン電池、体温計、温度計、モバイルバッテリー、電子タバコ等バッテリーを分別できない電子機器
	蛍光管	蛍光管

(4)一般廃棄物(ごみ)の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

処理人口および世帯数

処理人口 46,986 人

処理世帯数 19,937 世帯 (令和５年１０月１日現在の住民基本台帳による)

一般廃棄物（ごみ）の処理能力

この計画期間における廃棄物処理施設等の処理能力は、別表１の通りである。

生活系一般廃棄物の処理

１．収集対象区域および収集運搬

恵那市全域の生活系一般廃棄物を対象として、直営で収集運搬をする。

4. 各ごみの処理方法

ア. 可燃ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、恵那市指定袋に入れ、指定された日時、場所に排出する。処理施設へ直接持ち込む場合は、「エコセンター恵那」または「恵南クリーンセンターあおぞら」へ搬入するものとし、搬入の際は職員の指示に従い、計量後に指定場所へ投入するものとする。

引越し等により発生した大量のごみは、決められた通り分別して前述の処理施設へ直接搬入するものとし、これが困難な場合は、法第7条第1項の規定により市長が許可した事業者へ運搬を委託することができる。

草、枝葉、木くず、畳、発泡スチロールについては、上記の方法によるほか、市長の許可を受けた一般廃棄物処分業者（別表2-2）で処分できるものとする。

②処分等

可燃ごみの処分は、エコセンター恵那で固形燃料（RDF）化した後、資源として排出する。RDF不適物は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分とする。

恵南クリーンセンターあおぞらに搬入された可燃ごみは、適宜エコセンター恵那へ運搬し、処分する。

市長が許可した一般廃棄物処分業者に持ち込まれた草、枝葉、木くず、畳は、破碎・堆肥化し、発泡スチロールは溶融する。

イ. 不燃ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、市指定袋に入れ、指定された日時、場所に排出する。処理施設へ直接持ち込む場合は、可燃ごみと同様とする。

引越し等により発生した大量の不燃ごみは、決められた通り分別して前述の処理施設へ直接搬入するものとし、これが困難な場合は、法第7条第1項の規定により市長が許可した事業者へ運搬を委託することができる。

②処分等

不燃ごみの処分は、恵那市リサイクルセンターにおいて中間処理を行い、資源として回収した物は、恵那市リサイクルセンターに一時保管し、業者に引き渡す。資源としない物は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分とする。

ウ. 粗大ごみ

①排出方法

粗大ごみは、1個の重さが60kg以内で、家具などの製品にあつては1.2m×1.7m×2.4m以内、板材などにあつては0.9m×1.8m以内、その他部材、素材にあつては1.8m以内とし、これを超える物は、規定の大きさ以内に分解または切断しなければならない。

粗大ごみは、排出者が自ら市の処理施設へ運搬するものとし、これが困難な場合は、法第7条第1項の規定により市長が許可した事業者へ運搬を委託することができる。処理施設へ搬入する際の要領は、可燃ごみや不燃ごみと同様とする。

規定の大きさ以内であっても法第6条の3により指定のある物、および「恵那市ごみ百科事典」で定めた「出すことができないごみ」またはそれに類する物は搬入することができない。

②処分等

可燃ごみ、不燃ごみと同様とする。

エ. 資源ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、指定された日時、場所へ、決められたコンテナに入れて排出する。資源ごみを分別して入れるコンテナは次の通りとし、収集日の前日までに各ステーションへ配布し、収集時に回収していく。

種 類	コンテナの表示	コンテナの規格	コンテナの色
アルミニウム製飲料容器	アルミ缶	630×480×315	黄
一升びん・ビールびん（大）	生ビン	567×360×305	青
無色透明ガラス製ビン	白ビン	567×360×305	青
茶色ガラス製ビン	茶ビン	567×360×305	青
その他ガラス製ビン	その他ビン	567×360×305	青
ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器	ペットボトル	644×644×342	緑

市の処理施設へ持ち込む場合は、可燃ごみや不燃ごみと同様の要領とするほか、ふれあいエコプラザで回収している品目については、ふれあいエコプラザへ持ち込むことができる。

②処分等

資源ごみの中間処理は恵那市リサイクルセンターで行い、一時保管し、業者に引き取らせる。資源とならない物は、恵那市一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分とする。

ふれあいエコプラザに持ち込まれた資源ごみは、そのまま一時保管した後、業者に引き渡す。

オ．処理困難ごみ

①排出方法

排出者は決められた通り分別し、指定された日時、場所へ、決められたコンテナに入れて排出する。処理困難ごみを分別して入れるコンテナは次の通りとし、収集日の前日までに各ステーションへ配布し、収集時に回収していく。

種 類	コンテナの表示	コンテナの規格	コンテナの色
乾電池・ボタン電池・体温計・モバイルバッテリー・電子タバコ等バッテリーを分別できない電子機器	乾電池用	415×290×240	橙
蛍光管	蛍光管用	1,282×444×170	白

市の処理施設へ持ち込む場合は、可燃ごみや不燃ごみと同様の要領とするほか、ふれあいエコプラザへ持ち込むことができる。

②処分等

処理困難ごみの処理は、恵那市リサイクルセンターで一時保管し、再利用および適正処理を図るため業者等に引き取らせる。

カ．特定家庭用機器

排出者は、特定家庭用機器再商品化法により、小売店または市が許可した収集運搬処理業者へ排出することを原則とするが、これが困難な場合は、恵那市に排出することができる。

①排出方法

「エコセンター恵那」と「恵南クリーンセンターあおぞら」を持ち込み指定場所とする。ただし、リサイクル料金が納付済みであることが確認できる伝票（リサイクル

券)が添付されている場合に限る。

②処分等

市の指定場所へ持ち込まれた特定家庭用機器廃棄物は、次の場所へ搬入する。

西濃運輸(株)岐阜東濃支店 土岐市下石町字西山 304 番地 912

キ. 家庭用パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)で指定されている品目(家庭用パソコン)は、市で処理を行わない。

ク. その他特殊な廃棄物

市で処理できない廃棄物(タイヤ、塗料の残っている缶、プロパンガスボンベ、オイルの残っている缶、オートバイ、農業用資材・機具、バッテリー、消火器、鉄骨、焼却灰、感染性のある廃棄物等)や家屋の取り壊し廃材(瓦、レンガ、ブロック、基礎コンクリート、壁土)は、専門業者や廃棄物処理業者等により、排出者の責任で適正に処理するものとする。

5. 市民の協力義務

市民は生活の中で生じる廃棄物を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努め、条例および処理計画に従い適正に排出しなければならない。

事業系一般廃棄物の処理

1. 収集運搬

事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入するときは、排出者が自ら運搬するか、法第7条第1項の規定に基づいて市長が許可した事業者収集運搬を委託するものとする。

市の処理施設へ運搬する際は、「エコセンター恵那」または「恵南クリーンセンターあおぞら」へ搬入するものとし、法第7条に基づいて市長が許可した事業者の搬入は、「エコセンター恵那」とする。

事業系一般廃棄物の収集運搬については、その発生量に応じて適切な収集運搬体制を維持するものとし、法第7条に基づいて市長が許可する事業者を別表2-1の通り定め、健全な収集運搬体制を構築する。ただし、市の管理施設から発生する廃棄物は、直営にて収集する。

草、枝葉、木くず、畳、発泡スチロール、食用廃油、廃ペットボトルについては、上記の方法によるほか、市が許可した一般廃棄物処分業者(別表2-2)で処分できるものとする。

2. 処分等

生活系一般廃棄物と同様とする。

3. 事業者の協力義務

事業者はその事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また市が行う一般廃棄物の処理に関する業務の提供を受けようとする場合は、条例第6条および第7条の規定に従わなければならない。

4. 産業廃棄物

産業廃棄物の取り扱いは、条例第7条の規定による。

(5) 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項

市は、一般廃棄物（ごみ）の適正処理を確保するために必要な処理施設等の整備を行うものとする。

ア、現有中間処理施設の概要

①固形燃料化施設

- ◎名 称 エコセンター恵那
- ◎所 在 地 恵那市長島町久須見 1013 番地 1
- ◎処理方式 固形燃料化（RDF）
- ◎処理能力 固形燃料化施設 96 トン／16 時間

②不燃物中間処理施設

- ◎名 称 恵那市リサイクルセンター
- ◎所 在 地 恵那市長島町久須見 1013 番地 1
- ◎処理方式 破碎、圧縮、選別、保管
- ◎処理能力 4.5 トン／日

イ、現有最終処分施設の概要

埋立処分地

- ◎名 称 恵那市一般廃棄物最終処分場
- ◎所 在 地 恵那市笠置町毛呂窪 895 番地 2 の一部及び 945 番地 1
- ◎全体面積 12,000 平方メートル
- ◎埋立面積 4,410 平方メートル
- ◎埋立容量 20,389 立方メートル
- ◎埋立方式 セル方式

※平成 31 年 4 月 1 日より、埋立開始

(6) その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関し必要な事項

恵那市指定ごみ袋（生活系用）

1. 販売は市内の取扱店で行う。
2. 可燃ごみ用の指定袋は黄色とし、文字色は緑、材質は高密度(低圧)ポリエチレンフィルム HD80% 低密度(高圧)ポリエチレンフィルム LD20%とする。不燃ごみ用の指定袋は透明とし、文字色は赤、材質は低密度(高圧)ポリエチレンとする。
3. 可燃ごみ用、大サイズ (50 リットル)・中サイズ (30 リットル)・小サイズ (20 リットル)・不燃ごみ用大サイズ (50 リットル)・サイズ (20 リットル) の5種類とする。
4. 指定袋に印刷する内容は次の通りとする。

○可燃ごみ収集袋（黄色袋 黒文字）

出すときは、袋の口を十文字に結んで出してください。

恵那市指定可燃ごみ袋

一般家庭用（事業者の方は出せません）

--	--

<市章>

- 可燃ごみ以外は入れないでください。
- 生ごみは水をよく切ってください。
- 詳しくは、恵那市ごみ百科事典及びごみ収集カレンダーをご覧ください。
- 決められたステーションへ出してください。

ごみについての問い合わせ先
エコセンター恵那 TEL26-4389
恵南クリーンセンターあおぞら TEL0572-65-2203
恵那市役所環境課 TEL26-2111

[品質表示]

※英語、ポルトガル語を併記する。

○不燃ごみ収集袋（透明袋 赤文字）

出すときは、袋の口を十文字に結んで出してください。

恵那市指定不燃ごみ袋

不燃ごみ収集袋
一般家庭用（事業者の方は出せません）

--	--

<市章>

- 不燃ごみ以外は入れないでください。
- 詳しくは、恵那市ごみ百科事典及びごみ収集カレンダーをご覧ください。
- 決められたステーションへ出してください。
- 決められた日時に出してください。

ごみについての問い合わせ先
エコセンター恵那 TEL26-4389
恵南クリーンセンターあおぞら TEL0572-65-2203
恵那市役所環境課 TEL26-2111

[品質表示]

※英語、ポルトガル語を併記する。

Ⅱ. し尿処理計画

大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町及び飯地町

(1) 一般廃棄物（し尿等）の発生量及び処理量の見込み

発生量及び処理量

区分	見込み量	4 年度実績
し尿	1, 592kL	2, 338kL
浄化槽汚泥	8, 052kL	7, 929kL
農集排施設汚泥	884kL	930kL
生活雑排水汚泥	5kL	5kL

※見込み量は、「一般廃棄物処理基本計画」表 13 より

(2) 一般廃棄物（し尿等）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ア、生活排水の処理計画

処理の方法	処理人口
くみ取り	2, 308 人
単独処理浄化槽	103 人
合併処理浄化槽	6, 562 人
下水道	20, 263 人
農業集落排水施設	1, 730 人
自家処理	0 人
計	30, 966 人

※処理人口は、「一般廃棄物処理基本計画」表 13 より

イ、一般廃棄物（し尿等）の処理能力

この計画期間における廃棄物の処理施設等における処理能力は、別表 1 の通りである。

岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町

(1) 一般廃棄物（し尿等）の発生量及び処理量の見込み

発生量及び処理量

区分	見込み量	4 年度実績
し尿	938kL	1, 394kL
浄化槽汚泥	4, 837kL	5, 302kL
農集排施設汚泥	390kL	385kL
生活雑排水汚泥	150kL	147kL

※見込み量は、「一般廃棄物処理基本計画」表 13 より

(2) 一般廃棄物（し尿等）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ア、生活排水の処理計画

処理の方法	処理人口
くみ取り	798 人
単独処理浄化槽	324 人
合併処理浄化槽	5, 413 人
下水道	9, 668 人
農業集落排水施設	511 人
自家処理	0 人
計	16, 714 人

※処理人口は、「一般廃棄物処理基本計画」表 13 より

イ、一般廃棄物（し尿等）の処理能力

この計画期間における廃棄物の処理施設等における処理能力は、別表 1 の通りである。

ウ、し尿、浄化槽汚泥および生活雑排水汚泥処理計画

1. し尿

①収集運搬

し尿の収集運搬は、事業者（別表 3）に委託する。収集は、バキューム式収集運搬車による戸別方式とし、回数はし尿くみ取り日程表に基づき、排出者の事情に応じて排出者と事業者の間で決定する。

し尿の収集の際は、口座振替・納付書納付またはし尿汲取券により収集するものとし、現金による支払いはできない。

受託業者は恵那市藤花苑の職員の指示に従い、計量後に受入槽へ投入するものとする。

②処分

し尿の処分は、法施行令第 3 条の規定を順守の上、恵那市藤花苑において行うものとする。焼却残渣の処分は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋立処分とする。

2. 浄化槽汚泥

①収集運搬

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等の収集運搬は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条および法第 7 条第 1 項の規定に基づいて、市長が許可した事業者が行うものとする。浄化槽汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第 7 条に基づく許可業者を別表 2－1 の通り定め、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。収集方法は、バキューム式収集運搬車および汚泥濃縮車による戸別方式とする。

②処分

浄化槽汚泥等の処分は、恵那市藤花苑において行い、焼却残渣の処分は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋立処分

ウ、し尿および浄化槽汚泥処理計画

1. し尿

①収集運搬

し尿の収集運搬は、事業者（別表 3）に委託する。収集は、バキューム式収集運搬車による戸別方式とし、回数はし尿くみ取り日程表に基づき、排出者の事情に応じて排出者と事業者の間で決定する。

し尿の収集の際は、口座振替・納付書納付またはし尿汲取券により収集するものとし、現金による支払いはできない。

受託業者は恵那市恵南衛生センターの職員の指示に従い、計量後に受入槽へ投入するものとする。

②処分

し尿の処分は、法施行令第 3 条の規定を順守の上、恵那市恵南衛生センターにおいて行うものとする。残渣（脱水汚泥）は、民間事業者に引き渡し、肥料化するものとする。

2. 浄化槽汚泥

①収集運搬

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等の収集運搬は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条および法第 7 条第 1 項の規定に基づいて、市長が許可した事業者が行うものとする。浄化槽汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第 7 条に基づく許可業者を別表 2－1 の通り定め、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。収集方法は、バキューム式収集運搬車および汚泥濃縮車による戸別方式とする。

②処分

浄化槽汚泥等の処分は、恵那市恵南衛生センターにおいて行い、残渣（脱水汚泥）は、民間事業者に引き渡し、肥料化する

とする。

3. 生活雑排水汚泥

①収集運搬

生活雑排水汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第7条第1項の規定に基づき市長が許可した事業者が行うものとする。市長が許可する事業者は、別表2-1の通りとし、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。

②処分

生活雑排水汚泥の処分は、恵那市藤花苑において行い、焼却残渣の処分は、恵那市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行うものとする。

(3) 一般廃棄物（し尿等）の処理施設の整備に関する事項

市は、一般廃棄物（し尿等）の適正処理を確保するために必要な処理施設等の整備を行うものとする。

ア、現有中間処理施設の概要

◎名 称	藤花苑
◎所 在 地	恵那市武並町藤字細久手 1246 番地 1
◎処理方式	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
◎処理能力	35 キロリットル／日
	・ し尿 26 キロリットル／日
	・ 浄化槽汚泥 9 キロリットル／日
	・ 生活雑排水汚泥 10 キロリットル／月

イ、搬入される廃棄物の搬入者別内訳
別表5の通り

ものとする。

3. 生活雑排水汚泥

①収集運搬

生活雑排水汚泥の収集運搬は、その排出量に応じ適切な体制を維持するものとして、法第7条第1項の規定に基づき市長が許可した事業者が行うものとする。市長が許可する事業者は、別表2-1の通りとし、収集運搬業務の内容等の把握と指導等に努め、健全な収集運搬体制を構築する。

②処分

生活雑排水汚泥の処分は、恵那市恵南衛生センターにおいて処理を行うものとする。

(3) 一般廃棄物（し尿等）の処理施設の整備に関する事項

市は、一般廃棄物（し尿等）の適正処理を確保するために必要な処理施設等の整備を行うものとする。

ア、現有中間処理施設の概要

◎名 称	恵那市恵南衛生センター
◎所 在 地	恵那市明智町 989 番地 91
◎処理方式	下水投入方式
◎処理能力	25 キロリットル／日

イ、搬入される廃棄物の搬入者別内訳
別表5の通り

(5) その他一般廃棄物（し尿等）の処理に関し必要な事項

ア、し尿汲取券

1. 販売は、市内の取扱店で行う。
2. し尿汲取券の色は鶯色とし、記載する内容は次の通りとする。

し 尿 汲 取 券

18 リットル 224 円

※事務手続きの記号及び番号を明記

イ、一般廃棄物最終処分場の搬入について

一般廃棄物最終処分場の搬入方法は、市が搬入するものとする。

(5) その他一般廃棄物（し尿等）の処理に関し必要な事項

ア、し尿汲取券

1. 販売は、市内の取扱店で行う。
2. し尿汲取券の色は鶯色とし、記載する内容は次の通りとする。

し 尿 汲 取 券

18 リットル 224 円

※事務手続きの記号及び番号を明記

別表 1

処理施設等における処理能力

施 設 名	設置者	処 理 方 式	処 理 能 力	種 類
エコセンター恵那	恵那市	固形燃料化	6 t / 時間	生活系ごみ
				事業系ごみ
				産業廃棄物
恵那市リサイクルセンター	恵那市	二軸せん断式破砕機	4.5t / 日	スチール類
		電磁式吊下磁選機	1 基	
		アリゲータープレス機	主軸圧縮力189 t	
		磁選機付カンプレス機	15,000本/時間	アルミ類
		ペットボトル減容機	300kg/時間	ペットボトル
				ガラスびん類
		廃蛍光管クラッシャ	1,000本/時間	廃蛍光管
恵那市藤花苑	恵那市	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	35kL / 日	し尿
				浄化槽汚泥
				生活雑排水汚泥
恵那市恵南衛生センター	恵那市	下水道投入方式	25kL / 日	し尿
				浄化槽汚泥
恵那市一般廃棄物最終処分場	恵那市	セル方式	12,000m ²	全体面積
			4,410m ²	埋立面積
			20,389m ³	埋立容積
東海バイオ破砕・堆肥化施設	(有)東海バイオ	木くず破砕機 肥料化	160 t / 日	木くず、草 枝葉、畳
株式会社瀬瀬破砕・堆肥化施設	(株)瀬瀬	木くず破砕機	160 t / 日	木くず、草 枝葉、畳
		肥料化	10.9m ³ /日	
ケイナンクリーン溶融施設	ケイナンクリーン(株)	発泡スチロール溶融機	0.32 t / 日 (8時間)	発泡スチロール
		溶融	0.04 t / 時	
		食用廃油精製機	100L / 日 (6時間)	食用廃油
		精製		
恵那清掃溶融施設	(株)恵那清掃工業	発泡スチロール熱減容機	0.96 t / 日 (8時間)	発泡スチロール
		溶融	0.12 t / 時	

別表1 (処理能力)

恵那市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿

(大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町、飯地町)

事 業 所 名	住 所	電 話 番 号	許 可 区 分	事 業 内 容
(株)恵那清掃工業 代表取締役 別府 裕二	恵那市大井町2709番地306	2 6 - 4 6 0 7	事業系一般廃棄物 生活系粗大ごみ 生活系一時大量ごみ	可燃物・不燃物
(株)クリーン恵那 代表取締役 瀬瀬 善則	恵那市武並町竹折1648番地175	2 8 - 3 5 5 1	事業系一般廃棄物 生活系粗大ごみ 生活系一時大量ごみ	可燃物・不燃物
中部メディカル(有) 代表取締役 春日 宏一	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	(052) 901-1310	事業系一般廃棄物	胞衣廃棄物
(有)酒井 代表取締役 酒井 昌則	恵那市大井町1134番地21	2 6 - 3 8 1 6	道路及びそれに類似した施設の清掃に伴う廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ、生活系一時大量ごみ、事業系一般廃棄物	可燃物・不燃物
(有)中部環境 代表取締役 田中 秀爾	瑞浪市土岐町1187番地1 (事業場) 恵那市明智町大田882番地1	(0572) 67-0385 5 4 - 2 3 4 8	一般廃棄物	浄化槽汚泥
東海環境事業(株) 代表取締役 玉川 貴文	本巣市下福島308番地 (事業場) 恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 2 8 - 3 3 7 3	一般廃棄物	浄化槽汚泥
ケイナクリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業場) 中津川市千旦林1173番地の1	4 3 - 4 1 2 2 (0573) 68-5657	一般廃棄物	生活雑排水汚泥 家庭系廃食用油

(岩村町)

ケイナクリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業場) 中津川市千旦林1173番地の1	4 3 - 4 1 2 2 (0573) 68-5657	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ、生活系一時大量ごみ 一般廃棄物	可燃物・不燃物 浄化槽汚泥 生活雑排水汚泥 家庭系廃食用油
---------------------------	--	---------------------------------	--	--

恵那市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿

(山岡町)

ケイナックリー(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1	4 3 - 4 1 2 2 (0573) 68-5657	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ 生活系一時大量ごみ	可燃物・不燃物 生活雑排水汚泥 家庭系廃食用油
東海環境事業(株) 代表取締役 玉川 貴文	本巣市下福島308番地 (事業場) 恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 2 8 - 3 3 7 3	一般廃棄物	浄化槽汚泥

(明智町)

(有)酒井 代表取締役 酒井 昌則	恵那市大井町1134番地21	2 6 - 3 8 1 6	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ 生活系一時大量ごみ	可燃物・不燃物
(株)国本商店 代表取締役 国本 孝幸	恵那市明智町大田1266番地4 (事業場) 恵那市明智町大田1403番地4	5 4 - 2 3 0 3	事業系一般廃棄物 生活系粗大ごみ 生活系一時大量ごみ	可燃物・不燃物
(有)中部環境 代表取締役 田中 秀爾	瑞浪市土岐町1187番地1	(0572) 67-0385	一般廃棄物	浄化槽汚泥
ケイナックリー(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業場) 中津川市千旦林1173番地の1	4 3 - 4 1 2 2 (0573) 68-5657	一般廃棄物	生活雑排水汚泥 家庭系廃食用油

(串原、上矢作町)

ケイナックリー(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1	(0573) 68-5657	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、生活系粗大ごみ、生活系一時大量ごみ	可燃物・不燃物 浄化槽汚泥 生活雑排水汚泥 家庭系廃食用油
			一般廃棄物	

恵那市一般廃棄物処分業許可業者名簿

事業所名	住 所	電 話 番 号	許 可 区 分	事 業 内 容
(有)東海バイオ 代表取締役 柘植 佳直	恵那市三郷町野井1736番地499	2 8－0 0 6 2	一般廃棄物処分業	破碎、堆肥化 木くず・枝葉・草・畳
(株)纈纈 代表取締役 纈纈 和人	恵那市山岡町原1428番地29	5 6－3 2 5 9	一般廃棄物処分業	破碎、堆肥化 木くず・枝葉・草・畳
ケイナンクリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1	4 3－4 1 2 2	一般廃棄物処分業	溶融、精製 発泡スチロール、食用廃油
(株)恵那清掃工業 代表取締役 別府 裕二	恵那市恵那市大井町2709番地306	2 6－4 6 0 7	一般廃棄物処分業	溶融 発泡スチロール

別表 3

恵那市一般廃棄物収集運搬業の委託業者名簿

恵那市全域

事業所名	住 所	電 話 番 号	委 託 区 分	事業内容
(財)恵那市施設管理公社 理事長 永治 清	恵那市長島町正家一丁目1番地1	2 5 - 8 2 1 3	資源ごみ収集業務委託	資源ごみ収集

(大井町、長島町、東野、武並町、三郷町、笠置町、中野方町及び飯地町)

事業所名	住 所	電 話 番 号	委 託 区 分	事業内容
東海環境事業(株) 代表取締役 玉川 貴文	本巣市下福島308番地 (事業所) 恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 2 8 - 3 3 7 3	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

(岩村町、串原及び上矢作町)

事業所名	住 所	電 話 番 号	委 託 区 分	事業内容
ケイナククリーン(株) 代表取締役 近江 則明	恵那市岩村町富田2535番地1 (事業所) 中津川市千旦林1173番地1	4 3 - 4 1 2 2 (0573) 68-5657	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

(山岡町)

事業所名	住 所	電 話 番 号	委 託 区 分	事業内容
東海環境事業(株) 代表取締役 玉川 貴文	本巣市下福島308番地 (事業所) 恵那市武並町竹折328番地257	(058) 324-0747 2 8 - 3 3 7 3	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

(明智町)

事業所名	住 所	電 話 番 号	委 託 区 分	事業内容
(有)中部環境 取締役 田中 秀爾	瑞浪市土岐町1187番地1	(0572) 67-0385	し尿汲み取り業務委託	し尿汲み取り

別表4

事業系一般廃棄物収集運搬業者収集運搬能力調書

(大井町、長島町、東野、武並町、三郷町、笠置町、中野方町及び飯地町)

事業者名	収集運搬能力	収集運搬機材等保有台数	収集従業員数	4年度実績	収集見込み量
(株)恵那清掃工業	6,240 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 3.5t=1台、4t=2台 その他の収集車 4t=1台、2t=1台	4	1,569 t	1,491 t
(株)クリーン恵那	5,576 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 3台(3.6t、3.5t、3.25t)	5	1,257 t	1,194 t
合計	11,816 t/年			2,826 t	2,685 t

収集運搬能力の算出根拠(最大積載量1t当たり)

パッカー車年間収集量 $1\text{t} \times 2\text{回} / 1\text{日} \times 20\text{日} / \text{月} \times 12\text{ヶ月} = 480\text{t} / \text{年}$
その他収集車年間収集量 $1\text{t} \div 3 \times 2\text{回} / 1\text{日} \times 20\text{日} / \text{月} \times 12\text{ヶ月} = 160\text{t} / \text{年}$

(株)恵那清掃工業	パッカー車	$(3.5\text{t} + 4\text{t} \times 2\text{台}) \times 480\text{t} / \text{年} = 5,520\text{t}$	合計	6,240 t
	その他収集車	$(4\text{t} + 2\text{t}) \times 160\text{t} / \text{年} = 960\text{t}$		
(株)クリーン恵那	パッカー車	$(3.6\text{t} + 3.5\text{t} + 3.25\text{t}) \times 480\text{t} / \text{年} = 4,968\text{t}$	合計	5,576 t
	その他収集車			

(岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町)

事業者名	収集運搬能力	収集運搬機材等保有台数	収集従業員数	4年度実績	収集見込み量
ケイナンクリーン(株)	16,640 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 5.5t=4台、4t=2台、3t=1台 その他の収集車 4t=1台、2t=2台 (ほかに、その他収集車9台)	17	602 t	572 t
(有)酒井	1,656 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 2t=1台 その他の収集車 4t=1台 0.35t=1台	3	102 t	97 t
(株)国本商店	6,312 t/年	特装塵芥収集車(パッカー車) 4t=1台、2t=1台 その他の収集車 4台(10t、4t、2t、0.35t)	5	163 t	155 t
合計	24,608 t/年			867 t	824 t

ケイナンクリーン(株)	パッカー車	$(5.5t \times 4台 + 4t \times 2台 + 3t \times 1台) \times 480t/年 = 15,840t$	合計	16,640 t
	その他収集車	$(4t \times 1台 + 2t \times 2台) \times 160t/年 = 1,280t$		
(有)酒井	パッカー車	$2t \times 1台 \times 480t/年 = 960t$	合計	1,656 t
	その他収集車	$(4t \times 1台 + 0.35t \times 1台) \times 160t/年 = 696t$		
(株)国本商店	パッカー車	$(2t \times 1台 + 4t \times 1台) \times 480t = 2,880t$	合計	6,312 t
	その他収集車	$(10t \times 1台 + 4t \times 1台 + 2t \times 1台 + 0.35t \times 1台) \times 160t/年 = 2,616t$		

別表 5

し尿処理計画に基づく業者別搬入量の内訳

藤花苑(大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町及び飯地町)

業者名	種別	搬入見込み量	4年度実績	保有車両台数
東海環境事業(株)	し尿	1,592kℓ	2,238kL	3t×9台 10t×1台
	浄化槽汚泥	2,150kℓ	2,114kL	4t×1台
	農集排施設汚泥	884kℓ	930kL	6t×1台
(有)中部環境	し尿	0kℓ	0kL	3t×11台、4t×4台
	浄化槽汚泥	5,902kℓ	5,815kL	5t×1台、10t×1台
	農集排施設汚泥	0kℓ	0kL	他1台
ケイナックリー(株)	し尿	0kℓ	0kL	3t×1台
	浄化槽汚泥	0kℓ	0kL	4t×4台
	農集排施設汚泥	0kℓ	0kL	
	生活雑排水汚泥	5kℓ	5kL	

恵南衛生センター(岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町)

業者名	種別	搬入見込み量	4年度実績	保有車両台数
東海環境事業(株)	し尿	462kℓ	750kL	3t×9台 10t×1台
	浄化槽汚泥	1,519kℓ	1,602kL	4t×1台
	農集排施設汚泥	0kℓ	0kL	6t×1台
(有)中部環境	し尿	294kℓ	476kL	3t×11台、4t×4台
	浄化槽汚泥	2,012kℓ	2,117kL	5t×1台、10t×1台
	農集排施設汚泥	61kℓ	60kL	他1台
ケイナックリー(株)	し尿	182kℓ	296kL	3t×1台
	浄化槽汚泥	1,306kℓ	1,375kL	4t×4台
	農集排施設汚泥	329kℓ	325kL	
	生活雑排水汚泥	150kℓ	152kL	

別表5 (し尿汚泥)

別表6

直営一般廃棄物収集運搬能力調書

車両No.	収集運搬能力	車両情報	積載量(t)		収集従業員数	4年度実績		収集見込み量
恵那市保有車両	12,792	塵芥収集車 2.9	2.9	積載量合計	16	可燃	7,032	6,839
		塵芥収集車 3.1	3.1	26.65		不燃	453	470
		塵芥収集車 4.45	4.45			合計	7,485	7,309
		塵芥収集車 1.8	1.8					
		塵芥収集車 3.1	3.1					
		塵芥収集車 2.8	2.8					
		塵芥収集車 4.05	4.05					
		塵芥収集車 4.45	4.45					
	1,280	資源車平ボディ 2.0	2	積載量合計		資源	351	383
		資源車平ボディ 2.0	2	8				
		資源車平ボディ 2.0	2					
		資源車平ボディ 2.0	2					
		その他車両 ダンプ	10					
		その他車両 軽トラック	0.35					
		その他車両 バキュームカー	2					
合計	14,072 t/年					7,836 t/年		7,692 t/年